

ゼロカーボンシティの実現に向けて すぎなみエコ事業者認定制度を開始しました！

区では、地球温暖化対策の取組をより一層進めるため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明しています。

今後も区民や事業者の皆さまとともに脱炭素社会の実現に向けた取組をさらに推進していくため、この度、環境に配慮した事業活動を行う区内事業者を認定する「すぎなみエコ事業者認定制度」を開始しました。認定されると、認定証・ステッカーを交付されるほか、施工能力等審査型総合評価方式※の入札では加点があります。

※施工能力等審査型総合評価方式

価格のみで落札者を決定する方式とは異なり、価格及び施工能力を総合的に評価して、落札者を決定する入札方式です。

ステッカー	認定区分
	【すぎなみエコ優良事業者】 ○ISO14001などの「環境配慮に関する認証」を1つ以上取得し、かつ「環境配慮の取組」を1つ以上実施している または ○「環境配慮の取組」を3つ以上実施している
	【すぎなみエコ認定事業者】 ○ISO14001などの「環境配慮に関する認証」を1つ以上取得している または ○「環境配慮の取組」を1つ以上実施している

※「環境配慮に関する認証」「環境配慮の取組」については区ホームページを参照してください

【申請受付開始】

令和6年10月1日（火）

【認定期間】

認定された日から3年間

※認定期間の満了日までに改めて申請を行わない場合、認定は失効します。

【対象者】

杉並区内に営業所を有する事業者



令和6年10月18日
杉並区広報課

【認定されると】

・ 杉並区公式ホームページで事業者一覧を掲載します
・ 認定証・ステッカーを交付します
・ ロゴマークを名刺や印刷物などに表示できます
・ 施工能力等審査型総合評価方式で加点されます（令和7年1月から）

【申請方法ほか詳細はこちら】区ホームページ

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/kankyohairyo/1094982.html>

【報道機関 問い合わせ先】

環境課温暖化対策担当課長：03-3312-2111 内線3731

広報課報道係：03-3312-2111 内線1502